

# 熊本県公報

号外 第 10 号  
平成 17 年 3 月 14 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則……………(子ども家庭福祉課) 1

## 規 則

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 17 年 3 月 14 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

### 熊本県規則第 6 号

熊本県立保育大学校学則の一部を改正する規則

熊本県立保育大学校学則(昭和 38 年熊本県規則第 72 号)の一部を次のように改正する。  
第 20 条第 3 号を削る。

別記様式中「証する。」を「証し専門士(社会福祉専門課程)と称することを認める」  
に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 20 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に入学を許可する者に係る選考から適用し、同日前に入学を許可した者に係る選考については、なお従前の例による。

